○農林水産省告示第二百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年一月二十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　福岡県嘉麻市泉河内字ヒヱダ一九二一

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年一月二十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　福岡県築上郡上毛町大字土佐井一七七九の一（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び上毛町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年一月二十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　福岡県筑紫野市大字山口五五五の一、五五四の一・五五六の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び筑紫野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年一月二十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　福岡県北九州市門司区新開一四五、一四八の一（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年一月二十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　福岡県嘉麻市千手字セイヶ谷一の一四、一の二〇、一の二一、二、二七、三三、五一、字山ノ神八〇、字ヲヲ村一五七の一、二一三、二一五の一、字タツイシ二四八、二五四、二五八の一六、二五八の一九、字山クヒ二六七の一、二八四の五、二八四の七、二九八、三〇〇の七、三〇三、三〇八、三〇九、三三四、三三五、三三六の一、三三六の二、三三六の四から三三六の六まで、三三六の八、字一丁五反三四六、三四七の二、三四七の五、三四七の一〇、三四七の一一、三四七の一三、三五二、三六〇の一、四〇九の一、四一〇の一、四一〇の四、四一八の二、四二二の一、四二三の二、四二九、四三一の二、四三六、四三八の一、四三八の二、五三一、五三四から五三六まで、字ヒラサコ五四四、五六一、五六三の一、五六三の二、字山ノ口七六八の四、七六九の一、七七六、七九七の二、七九八の三、七九八の四、八〇三、八一五の一、八一六、八二六の二、八三四の一、八三四の五、字新黒八六〇、八六四、八六六、八八〇の一、八八〇の五、八八〇の八、八八〇の一六、八八〇の一九、八八〇の二五、字ミコガハタ九〇〇、九〇一の一、九〇二の一、字五本松一〇〇四の一、一〇〇四の三、一〇〇五の四、一〇一一、一〇一二の三、一〇一六の一、一〇一七、一〇二五、字ハルダ一九四四の二、一九六七、一九六八、字山下二五一五の二、二五一五の四、二五一六の三、二五三九、二五四〇、二五五〇の二、二五五九、二五六二、二五六六の一、二五六六の二、二五六七、二五七二、二五八六、二六一三、二六一四の二、二六二〇、二六二一、二六二四、二六三三の二、二六三三の三、二六三五、二六三六の二、二六四二、二六四三、二六四五、字大谷二六五八、二六五九、二六六四の一、二六七二の一、二六八四、二六八八、二六八九、二六九一の一、二六九一の五、二七〇四の一、二七〇四の三、二七二一、二七二三の一、二七二四の三、二七二六、二七二七、二七三四の一、二七三八、二七四〇の一、二七四〇の三、二七四一の一、二七四一の三、二七四一の四、二七四一の六、二七四五の三から二七四五の五まで、二七四五の一三、二七五一から二七五三まで、二七六二の一、二七六三、二八一五の一、二八一六の三、二八一八の一、二八一八の二、二八二二の四、二八二二の六、二八二二の九、二八二二の一〇、二八二二の一二、二八二九の四、二八二九の六、二八三五の二一、二八三五の三六、字柳谷二八四六の九、字石原谷二九四二、二九四四、二九五六、二九七一、二九七三の三、二九七四の二、二九七四の四、字古ヤシキ三〇七二の一、三一〇七の一、三一〇八の三、三一〇九、字川ソコ三七七八、三七八三の一、三七八七の一、三七八七の二

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年一月二十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　福岡県嘉麻市中益字狸穴九三七、九四三から九四五まで、九四七、字エビシロ九四八、九六九の一、九七三の一、九七三の二、九七四の一、九七五、九七六、字柳迫九八二の一、九八六、字姥ヶ迫九九三、一〇一五、一〇一七の一、字中尾一一四〇、字杉迫一一五三から一一五五まで、一一五八

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。